官報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号の訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年10月20日

総務大臣　川端　達夫

1　訓練の実施期日及び時間　平成24年１月24日（火）から同月26日（木）までの３日間、毎日午前９時から午後４時まで

2　訓練の実施場所　〒185―8795　東京都国分寺市泉町２―11―16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

⑴　受付期間　平成23年11月１日（火）から同月30日（水）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成23年11月30日（水）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

⑵　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、合格した無線従事者国家試験の受験地等を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北８条西２―１―１　札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町３―２―23　仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南１―２―１　九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂２―２―60　金沢広坂合同庁舎６Ｆ
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁１―15―１　名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44　大阪合同庁舎第１号館４Ｆ
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市宮田町８―５　日本郵政グループ松山ビル６Ｆ
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市春日２―10―１　熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市東町26―29―４Ｆ

5　その他

⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。

⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

一般船舶保障契約証明書の無効について

次の一般船舶保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の六において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該一般船舶保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十月二十日

関東運輸局長　神谷　俊広

一般船舶保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
KT10―0272	NEOLIT	UGSS	ロシア	平成二十二年十二月二十八日	平成二十三年十月四日

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

一　件名　房州瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年十一月十一日　午後二時から

三　場所　館山商工会議所（千葉県館山市八幡八二二）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び房州瓦斯株式会社（千葉県館山市館山二三六五番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があるときは電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「房州瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年十月二十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一二　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するように提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「房州瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人二通に限る。）により、平成二十三年十月二十七日まで（関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一二　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するように申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あてに通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

房州瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。